

# 内部相談対応規程

全国言友会連絡協議会

第1条. 本規程は、全国言友会連絡協議会が正会員等から相談を受けた際の対応方法の原則について定める。

第2条. 原則として、①正会員と他の正会員、②正会員と他の正会員の構成員、③正会員の構成員と他の正会員の構成員の間で生じ、当事者間や正会員同士では解決できないと認められた問題についてのみ対応する。

第3条. 全言連は、その設立趣旨に則り、正会員の①活動方針、②活動内容、③人事構成、④財務管理など運営について指示・命令する権能を持たないことから、対応は原則として、調停の場の設定や勧奨などにとどまる。

第4条. 原則として、氏名と所属の明示のない訴えには対応しない。但し、特別の事情があると理事会が認めた場合は、この限りではない。

第5条. 原則として、訴え出た正会員あるいは正会員の構成員（以下、「相談者」とする）の所属する地域ブロックの担当理事（以下、「担当者」とする）が対応する。但し、当該地域ブロックの担当理事が訴えの当事者あるいは利害関係者である等の特別な事情が認められる場合は、理事会が他に担当者を選任しなければならない。

第6条. 相談を受け付けた者は、その旨を理事会及び相談者、また正会員の構成員が相談者の場合においては、その所属する正会員の代表者に遅滞なく報告しなければならない。但し、正会員の構成員が相談者である場合において、所属する正会員の代表者への報告を相談者が希望せず、その意向に合理性があると理事会が認めた場合は、相談者が所属する正会員の代表者へは報告しないことができる。

第7条. 理事会は、相談内容により、①担当者が単独で対応するか、②理事会あるいは担当者を含む理事によって構成される合議体を設置して対応するかを遅滞なく判断しなければならない。

第8条. 理事会は、必要に応じて合議体に理事以外の外部有識者等を加えることができる。

第 9 条. 担当者あるいは担当者を含む理事によって構成される合議体は、求めに応じて理事会に状況について報告し、指示を受けなければならない。

第 10 条. 担当者あるいは担当者を含む理事によって構成される合議体は、対応を通じて知り得た事実や個人情報等について、当事者や利害関係者の同意なく外部に明かしてはならない。

第 11 条. 理事会は、訴え出たことにより、相談者に不利益な取り扱いをしてはならない。

附則

- ・この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

以上